

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

2

令和4年
2022

確定申告

令和3年分

税務

所得税の確定申告の準備

—申告が必要な収入をチェックしよう!—

消費税

インボイス制度の素朴な疑問④

免税事業者はインボイス制度へどう対応する?

経営

おさえておきたい! 新たな経済対策

コラム

「NISA」「iDeCo」ってどんな制度!?

今月のことば

会社は
良い仕事をしたから
儲かるのである。

安藤百福
(日清食品創業者)

令和3年分所得税の確定申告の準備

—申告が必要な収入をチェックしよう!—

個人事業者や不動産オーナーはもちろんのこと、経営者やサラリーマンでも一定の収入があるとき、所得税の還付を受けるときは、確定申告が必要です。注意したいのは、令和3年中に新型コロナに関連した支援金等を受けている場合は、収入として申告が必要な場合があります。

1 個人事業者の確定申告で注意しておきたいこと

(1) 支援金等は収入として計上

政府や自治体から事業のために受け取った補助金や新型コロナ関連の支援金等は、収入として計上しなければなりません。

- 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置にともない受給した一時支援金や月次支援金
- 雇用調整助成金
- 事業再構築補助金
- 持続化給付金
- 家賃支援給付金
- IT導入補助金
- ものづくり補助金 等

(2) 家事費は業務上の経費にはならない

仕入代金、広告宣伝費、従業員給与、水道光熱費、その他事業に必要な費用は業務上の経費（必要経費）になりますが、下記は家事費となり業務上の経費として認められません。

- 自分や家族の生活費（家族と食事に行った費用など）
- 娯楽のための費用
- 医療費
- 家族に支払う家賃や給与（青色事業専従者給与を除く）
- 事業主自身の生命保険料（保険料控除の対象）
- 自宅部分の火災保険料
- 自宅の住宅ローンの利息 等



(3) 家事関連費は合理的に按分する

店舗併用住宅の水道光熱費や地代家賃、事業と生活に利用する自動車の諸費用など、事業とプライベートの両方で使われている経費は家事関連費となります。

原則として、家事関連費は必要経費になりません。ただし、業務上必要な部分を明確にして合理的な方法で按分できれば、事業に必要な部分は必要経費になります。

【家事関連費の按分方法の例】

家事関連費	按分方法
地代家賃、損害保険料、減価償却費、修繕費、固定資産税、火災保険料、住宅ローンの利息 等	● 面積 ● 使用度合 ● 使用時間
水道光熱費、電話代、インターネット接続料 等	● 使用時間 ● 使用頻度 ● 照明器具の数
事業と生活用に利用する自動車の保険料、自動車税、車検費用 等	● 運行記録から業務使用部分を明確化

2

給与以外の収入があると 給与所得者も確定申告が必要

経営者（会社役員）やサラリーマンなどの給与所得者は、給与収入が年間2,000万円以下の場合、年末調整をすれば、原則として確定申告をする必要はありません。

ただし、以下のような給与以外の収入があると確定申告が必要な場合があります。

（1）役員と会社との取引によって得た収入

同族会社の役員が会社から受け取った以下の収入は、確定申告が必要です。

- 会社に賃貸している不動産の賃貸料
- 会社から受け取った貸付金の利息収入 等

（2）満期保険金などの一時所得がある

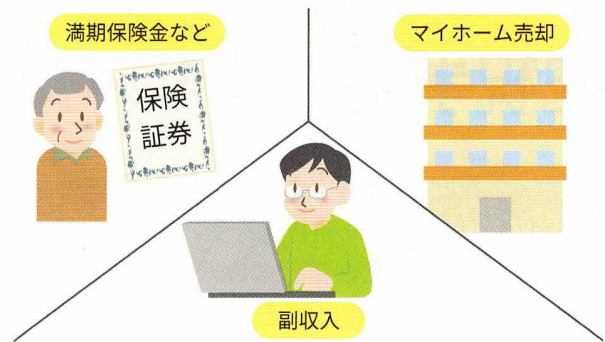
以下のような収入は、一時所得として確定申告が必要な場合があります。

一時所得は、50万円を控除した残額に2分の1を乗じた金額によって所得税額を計算すること、さらに給与・退職所得以外の所得が20万円以下であれば確定申告が不要となるため、一時所得の合計額が90万円を超えないときは、確定申告の必要はありません。

- 保険料負担者が受け取る生命保険や損害保険の満期保険金（一時金）、解約返戻金
- ふるさと納税の返礼品（一般にふるさと納税額の30%程度が返礼品の額）
- 懸賞や福引きの賞金品 等

（3）副収入がある

フリマアプリやネットオークションでの資産の売却、暗号資産（仮想通貨）の売却などによる収入は、一般的に雑所得となります。収入から仕入や経費を除いた所得が20万円を超えると確定申告が必要です。



（4）資産の売却による収入

不動産や金などの資産を売却したことによる収入は、譲渡所得として申告が必要です。

また譲渡所得から最高3,000万円の控除が受けられる特例を適用する場合や、マイホームの買替時の譲渡損失を給与所得や事業所得など他の所得から控除（損益通算）する場合には、確定申告が必要です。

（5）海外資産の運用による収入がある

日本国内の居住者が、海外の有価証券等の配当・利子、海外の不動産の賃料や売却などで得た収入は、日本と海外の両方で税金がかかり、原則、日本での確定申告が必要です。

3

確定申告によって税金の還付や 所得控除が受けられるもの

（1）医療費控除

医療費控除を受けるには確定申告が必要です。申告には、医療費の領収書から作成した「医療費控除の明細書」を添付します。領収書の添付や提示は必要ありません（領収書は5年間保存します）。

（2）災害や盗難による損失

自然災害や火災による自宅や家財、自家用車への損害、盗難・横領などによる金品の損失などの一定の損害については、確定申告で雑損控除が受けられる場合があります。

インボイス制度の素朴な疑問④

免税事業者はインボイス制度へどう対応する？

インボイス制度がスタートすると、買手側は適格請求書・適格簡易請求書(インボイス等)を保存しなければ原則、仕入税額控除を受けることができません。インボイス等は「適格請求書発行事業者」に登録した課税事業者のみが発行できるため、免税事業者には大きな影響があります。今月号では、免税事業者の視点から留意点を解説します。

適格請求書発行事業者になるかは令和4年中にきちんと検討すること

Q1 当社は免税事業者です。インボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まるとどのような影響がありますか？

A1 インボイス制度が始まると、買手側(仕入側)は、売手側が発行したインボイス等を保存しなければ、仕入税額控除ができなくなります。

インボイス等を発行できるのは「適格請求

書発行事業者」に登録した課税事業者に限られるため、免税事業者はインボイス等を発行することができません。

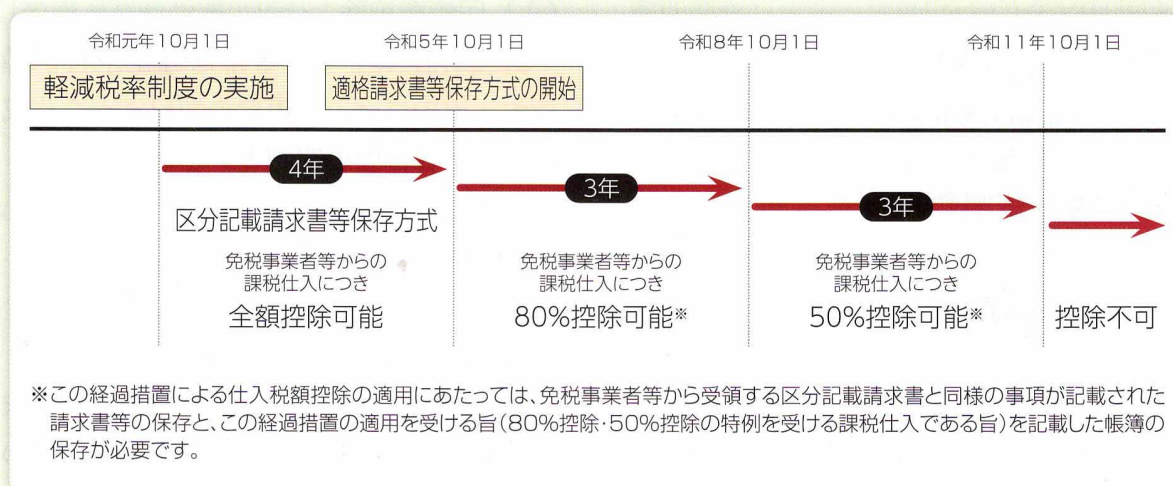
これは、買手側から見ると、免税事業者からの仕入については、仕入税額控除ができなくなるので、消費税の負担が増えることを意味します。

Q2 取引先の消費税負担や今後の取引継続を考えると、免税事業者は課税事業者になったほうがよいのでしょうか？

参考情報

免税事業者と取引がある課税事業者はどうする？

インボイス制度開始から6年間は、免税事業者との取引であっても、仕入税額相当額の一定割合(当初3年は80%、後の3年は50%)の仕入税額控除が認められる経過措置があります。



※国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」をもとに作成。

A2 インボイス等を発行できないと、課税事業者の取引先において、消費税相当分の値引きや「適格請求書発行事業者」への登録の要請、取引自体の見直しなどが検討される可能性があります。

まずは、取引先の意向を確認することが大切です。その上で、適格請求書発行事業者になった場合は、消費税の申告、納税などの負担が生じますので、慎重に判断する必要があります。

なお、以下のような事業者との取引の場合は、免税事業者のままで「インボイスを発行しない」という選択も考えられます。

ただし、取引先が免税事業者であっても、インボイス制度をきっかけに課税事業者になると、インボイス等への適切な対応が必要になる可能性があるため注意しましょう。

- インボイスを必要としない顧客と取引している事業者（例：小規模小売店、学習塾等）
- 卸売市場に出荷し委託販売するケースなどインボイスの発行が免除されている取引のみを行う事業者 等

いずれにしても重要なのは、慌てて適格請求書発行事業者の登録を申請する必要はないということです。

当事務所と相談しながら令和4年中は、その影響を検証する時間に充てても対応としては十分に間に合います。

令和5年10月1日の属する課税期間は
選択届出書なしで発行事業者登録が可能

Q3 免税事業者が、「適格請求書発行事業者」になるには、どうすればよいのですか？

A3 原則は「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置があります。この措置の適用を受けた場合は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出がなくても、登録日から課税事業者になります。

例えば、個人事業者が令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者」への登録を申請し、令和5年10月1日に登録を受けた場合、10月1日以降は課税事業者としてインボイス等を発行できます（図表参照）。この場合、令和5年10月1日以降の課税期間から消費税の申告・納税が必要になります。

また、課税事業者となっても簡易課税制度を選択すれば、課税仕入等の消費税額を「課税売上高×みなし仕入率」で計算できるため事務負担が小さくて済みます。課税事業者の選択にあたっては、簡易課税制度の適用についても検討しましょう。

図表 初年度の「適格請求書発行事業者」の登録に係る経過措置

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この措置の適用を受けた場合は、課税選択届出書を提出する必要はありません。なお、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。



おさえておきたい! 新たな経済対策

政府の新たな経済対策(令和3年11月19日閣議決定)では、新型コロナウイルスで減収となった事業者向けの支援金や実質無利子・無担保融資の延長、認定支援機関による経営改善計画の策定・実行支援などが盛り込まれました。自社に関係するものは何か、まずは内容を確認しましょう。

主なポイント

- 事業復活支援金制度(仮称)の創設
- 実質無利子・無担保融資の延長
- 雇用調整助成金(特例措置)の延長
- 「デジタル田園都市国家」の構築
- 認定支援機関の活用



※本稿は令和3年11月19日時点の情報をもとに作成しています。

「事業復活支援金制度」(仮称)の創設 売上高減少幅に応じて最大250万円を給付

今回、打ち出された経済対策の中で事業者に大きく関係するのが「事業復活支援金制度」(仮称)の創設です。

同制度は、新型コロナの影響で売上が減少した法人・個人事業者(フリーランスを含む)を対象に、売上高の減少幅に応じて、最大250万円の支援金を給付するものです。給付額は、令和3年11月~同4年3月のいずれかの月の売上高減少率に応じて、5か月分(11月~3月)の売上高減少額を基準に算定されます。

● 事業復活支援金制度(仮称)の概要

売上高減少率が▲30%~▲50%

法人: 150万円を上限に売上の減少額

個人: 30万円を上限に売上の減少額

売上高減少率が▲50%以上

法人: 250万円を上限に売上の減少額

個人: 50万円を上限に売上の減少額



※二次元コードは12月8日時点のものです。

なお、申請方法については、電子申請が原則となっています。これまでの飲食店向けの時短協力金や月次支援金と同様に、会計事務所や金融機関等による事前確認が必要となります。

実質無利子・無担保融資の延長 申請期限が「令和4年3月末まで」に

これまで講じられてきた政府系金融機関(日本政策金融公庫等)による実質無利子・無担保融資の申請期限は「令和3年12月末まで」でしたが、それが「令和4年3月末まで」に延長されました。

現在、日本政策金融公庫で複数の実質無利子・無担保融資を受けている企業については、必要に応じて、自社の借入が一本化の対象となるかどうかを日本政策金融公庫に確認しましょう。なお、この場合、日本政策金融公庫の借入のみが一本化の対象です。

他方、日本政策金融公庫の「新型コロナ特別貸付」は、事業者のニーズに合わせて令和4年4月以降も継続される予定です。

●政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の概要

(対象・要件等)

新型コロナの影響で最近1か月間の売上高または過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、一定程度減少した中小企業等は、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資。

(実質無利子上限額)

- 日本政策金融公庫／(中小事業) 3億円、(国民生活事業) 6,000万円
- 商工中金／3億円

(特別利子補給制度売上要件)

- 小規模企業者：個人▲5%、法人▲15%
- その他：▲20%

(貸付期間)

設備資金20年以内、運転資金15年以内
(据置期間は最大5年)

雇用調整助成金(特例措置)の延長 申請期限が「令和4年3月末まで」に

雇用調整助成金の特例措置は、新型コロナの影響で休業した企業に対して、労働者へ支払う休業手当の一部を助成するものです。申請期限は「令和3年12月末まで」となっていたのですが、「令和4年3月末まで」に延長されました。

なお、業況特例(売上高等が30%以上減少)、地域特例(都道府県知事の時短要請等に協力)については、現行の助成率・日額上限の特例措置を継続し、その他については、日額上限が段階的に見直されます。

「デジタル田園都市国家」の構築 事業再構築・生産性向上で地方活性化

前述した以外にも、次のような経済対策が打ち出されています。

(1) 「デジタル田園都市国家」の構築

地方都市のデジタルインフラ整備を急速に進め、農林水産業、観光業等の活性化や中小企業の事業再構築・生産性向上を図り、地方の活性化を目指すものです。

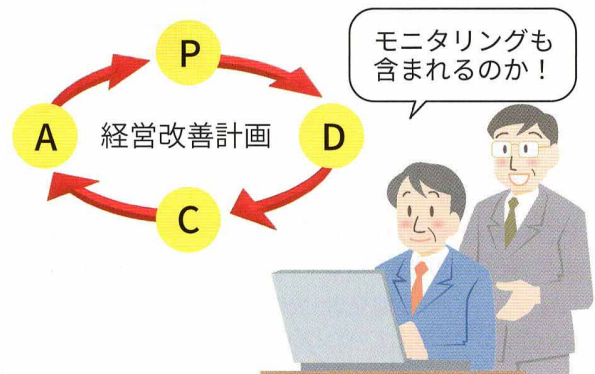
(2) 中小企業等の足腰強化と事業環境整備

中小企業等のグリーン・デジタル分野を含めた成長を後押しすることなどを見据え、新分野展開、業態転換などの事業再構築の取り組みや生産性向上のための設備投資、IT導入、販路開拓等を支援する方針です。

認定支援機関の活用 経営改善計画の策定・実行を支援

新たな経済対策では、税理士等の認定支援機関(認定経営革新等支援機関)による経営改善計画の策定・実行の支援が盛り込まれました。これは、現行の「経営改善計画策定支援事業」(405事業)、「ポストコロナ持続的発展計画事業」(ポスコロ)を強く後押しするものといえます。

「405事業」「ポスコロ」とは、経営改善に取り組む中小企業者が、税理士等の認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定等をする際に、その費用の一部を補助するものです。この制度を活用する場合は、当事務所にご相談ください。



「NISA」「iDeCo」って どんな制度!?



税制優遇を受けながら中長期的な資産運用を行う方法として「NISA」や「iDeCo」があります。ここでは、改めて「NISA」と「iDeCo」の制度のポイントを見ていきます。

「NISA」は株式・投資信託の配当所得や譲渡所得が非課税に!

「NISA」とは、少額投資非課税制度のことで、「一般NISA」と「つみたてNISA」の2種類があります。現在、株式や投資信託にかかる配当所得や譲渡所得には20.315%の税率が適用されています。しかし、「NISA」を活用すると、一定金額の範囲内で購入した金融商品（株式や投資信託）の配当金や分配金、譲渡益にかかる税金が非課税になります。つまり、「NISA」の運用期間内（「一般NISA」は5年、「つみたてNISA」は20年）であれば非課税で資産を運用することができる制度です。さらに、「一般NISA」で形成した資産については、5年間の期間終了後も翌年以降の非課税投資枠に移すこと（ロールオーバー）が可能です。

項目	一般NISA	つみたてNISA
年間投資限度額	120万円	40万円
非課税期間	5年	20年
最大投資限度額	600万円	800万円
口座開設	銀行・証券会社等で開設*	
ロールオーバー	可	不可
口座開設可能期間	令和5年まで	令和19年まで

*複数金融機関での開設はできません。

「iDeCo」は老後に備える年金制度

「iDeCo」は、個人型確定拠出年金制度のことで、毎月自分が決めた掛金（右表参照）を運用し、資産を形成する年金制度です。掛金を全額所得控除できるうえ、運用益は非課税になります。年金の受取時（60歳までは原則として受給できません）には、「一時金」か「年金」での受け取りを選択でき、どちらも控除（退職所得控除、年金所得控除）の対象となります。

20~60歳未満のほぼすべての人が加入でき、就労状況に応じて掛金の上限額が変わります。

なお、「NISA」は令和6年、「iDeCo」は令和4年5月に制度改正が予定されています（詳細は右の二次元コード[令和3年12月8日時点]を参照）。



NISA



iDeCo

加入資格		掛金
個人事業主 (第1号被保険者)		月額6.8万円 (年額81.6万円) (国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠)
会社員 公務員 (第2号被保険者)	会社に企業年金がない	月額2.3万円 (年額27.6万円)
	企業型DCに加入	月額2万円 (年額24万円)
	DBと企業型DCに加入	月額1.2万円 (年額14.4万円)
	DBに加入 公務員等	
主婦(夫) (第3号被保険者)		月額2.3万円 (年額27.6万円)

(注) DC：確定拠出年金、DB：確定給付年金

【今月のことば】 **会社は良い仕事をしたから儲かるのである。** 安藤百福(日清食品創業者)

出典:安藤百福著『インスタントラーメン発明王 安藤百福かく語りき』(中央公論新社・2007年)

「カップヌードル」の開発者・安藤氏が事業をはじめたとき、金儲けをしようという気持ちはなく、何か世の中を明るくする仕事はできないかばかりを考えていたという。「良い仕事をして儲けることは、儲け主義ではない」が安藤氏の考え方である。